

## [ 申込受付 ]

- ①使用希望日が予約可能な場合、予約金の納入によって予約が成立します。
- ②規定の申込書に必要な事項を記入の上、直接またはお問合せフォーム・メールにてご予約ください。電話・口頭・FAX・郵便等での申込は受付致しかねますのでご了承ください。  
※お問合せフォーム：<https://beatcamp-music.com/contact/>  
※メールアドレス：[contact@beatcamp-music.com](mailto:contact@beatcamp-music.com)

## [ 使用料金 ]

- ①使用料金の区分及び料金は別紙の通りです。
- ②予約金は申込日より 7 日以内にお納めください。これを過ぎますと申込不可能となります。
- ③予約金は 20,000 円となります。
- ④使用料金の残金はイベント終了時に完納して下さい。

## [ 支払方法 ]

- ①銀行振込、または現金をご持参ください。  
振込先：姫路信用金庫 春日野支店 普通 0301183  
有限会社アームテックパブリシャーズ

## [ キャンセル ]

- ①利用者の都合によって使用契約を解除する場合、又、使用規定に基づき当施設から使用をお断りした場合、既に納めていただいた予約金は返金致しません。  
又、キャンセル日等により別途料金が必要となります。  
※使用日の 3 ヶ月前～使用日の 1 ヶ月前迄のキャンセルの場合  
レンタル料金総額の 50%  
※使用日の 1 ヶ月前～1 週間前迄のキャンセルの場合  
レンタル料金総額の 70%  
※1 週間前～当日のキャンセルの場合  
レンタル料金総額の 100%  
をお支払い下さい。尚キャンセルはキャンセル料金の完納の時点で完了するものとします。
- ②ただし、使用日の 3 日前の 12:00 の時点で台風・雷雨など荒天予報が発令された場合、当方との協議の上、次回延期日程を 2 週間以内に決定できた場合に限り、キャンセル料金はいただきず、次回開催にスライドすることができます。  
※イベント開催に伴ったバスやコテージなどの予約は、それぞれのキャンセル規定に従ってください。

## [ 使用時間 ]

- ①使用時間は厳守してください。
- ②使用時間の中には、会場準備・機材の搬入搬出、後始末などイベントに関する全ての時間が含まれています。仕込み・撤去利用の場合の会場使用料金の減額設定もございますので、参考にしてください。
- ③事前に決定した使用時間を超過する場合には、超過料金及び必要経費を別途請求させていただきます。

## [ イベント打ち合わせ ]

イベントを円滑に進めるため、使用日の 15 日前迄に会場全体の利用方法、ステージセッティング図、タイムテーブル、スタッフ・出演者リストなどを持参の上、担当者とは打ち合わせを行なって下さい。

## [ 搬入・搬出 ]

- ①搬入・搬出に関しては事前に取り決めた通り、スタッフの指示に従い、近隣の迷惑にならないように行なって下さい。
- ②仕込み日・撤去日の搬入・搬出計画についても、使用日の 15 日前までのイベント打ち合わせ時にご相談ください。

## [ 使用上の注意 ]

- ①使用中に発生した事故や怪我は全て主催者様の責任となりますので、事故防止には万全の注意を払って下さい。
- ②使用者は次の事項を厳守すると共に、入場者に対しても指示誘導して下さい。  
※火災、爆発、その他危険を生じる恐れのある行為をしない。  
※許可なく物品の販売、陳列、寄付金品の募集、広告物の掲示、飲食の提供をしない。  
※消化器具の周りに物を置かない。  
※喫煙する場合は指定の喫煙所でのみ可能となります。  
※未成年者に飲酒・喫煙させない。  
※所定の場所以外に出入りしたり、許可を受けた器具以外の物を使用しない。
- ③会場内において混雑が予想される場合は、事前に当方スタッフと打ち合わせて下さい。
- ④事前に消化器の位置を確認し、主催各担当者に周知徹底して下さい。
- ⑤吊り看板、装飾物、掲示板等については、使用できない場合がありますので、事前にスタッフにご相談ください。
- ⑥使用後は直ちに設置を現状に回復し、スタッフの点検を受けて下さい。
- ⑦常に責任者、スタッフの指示に従って下さい。
- ⑧上記、または規定・スタッフの指示に従わない場合、止むを得ずイベントを中止する場合がございます。その場合も会場側の指定した相当額は請求致します。

## [ 使用できない場合 ]

- 次の場合は使用を認めません。
- ①公安又は風俗を害する行為。
  - ②建物や設備を損傷する行為。
  - ③管理、運営上に支障をきたす行為。
  - ④使用申込書の記載に偽りがある行為。
  - ⑤当施設の使用規程に従わない行為。
  - ⑥使用権利の譲渡転貸。
  - ⑦正当な手続きをとらずに使用目的、使用内容などを変更する行為。
- 前項より使用をお断りした場合、予約金及び会場使用料は返還致しません。またそのために主催者側にどのような障害が生じましても、その責任は負いかねます。

## [ 損害賠償 ]

使用規程の定め反して、又は使用者側の責任によって会場、その他建物、設備、備品等を破損、汚損、紛失した場合、修繕費等現状回復に必要な全ての費用、及び以降の営業に支障をきたす場合には相当の損害賠償金をお支払いいただきます。

上記、貴社使用規程に従います。

ご署名

印